

ID: 1807

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	移転の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法施行令 第137条の16第2号		
法令番号	昭和25年政令第338号		
【根拠条文】 (移転) 第137条の16 法第86条の7第4項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 移転が同一敷地内におけるものであること。 (2) 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日